

委員会 審査結果報告



定例会中に開催された委員会の
審査や活動を報告します。

(各委員会に付託された議案の審議結果は7ページ)



山倉委員長 廣方副委員長 永水委員
田中委員 田中委員 中村委員

総務財政委員会

市長及び副市長の給料を
2ヶ月間減額

市長及び副市長の
給料の減額支給に
関する条例

本
案
は
、
市
の
事
務
手
続
き
上
の
誤
り
が
発
生
し
た
こ
と
に
伴
い
、
市
長
及
び
副
市
長
の
給
料
を
減
額
す
る
た
め
提
案
さ
れ
た
も
の
で
す
。

執
行
部
よ
り
、
市
の
事
務
手
続
き
上
の
誤
り
が
発
生
し
た
こ
と
に
つ
い
て
、
市
行
政
の
責
任
者
と
し
て
自
ら
戒
め
る
た
め
、
市
長
及
び
副
市
長
の
給
料
を
平
成
28
年
7
月
1
日
か
ら
同
年
8
月
31
日
ま
だ
の
2
ヶ
月
に
支
払
わ
れ
る
現
行
の
給
料
か
ら
、
市
長
は
10
%
、
副
市
長
は
5
%
を
減
額
す
る
も
の
で
あ
る
と
の
説
明
が
あ
り
ま
し
た
。

委
員
よ
り
、
嘉
麻
市
に
対
し
て
多
大
な
る
損
害
を
与
え
た
訳
で
は
な
い
に
も
か
か
わ
ら
ず
、
ど
う
い
う
意
図
で
条
例
を
提
案
さ
れ
た
の
か
と
い
う
質
問
に
対
し
、
損
害
は
な
か
っ
た
が
、
信
議
会
と
市
民
に
対
し
、
信

用
を
失
墜
し
た
と
考
え
、
市
長
、
副
市
長
自
ら
が
政
治
的
な
判
断
で
提
案
し
た
も
の
で
あ
る
と
の
回
答
が
あ
り
ま
し
た
。

ま
た
、
委
員
よ
り
、
今
回
の
事
案
は
、
条
例
の
不
備
に
よ
り
起
こ
つ
た
も
の
で
あ
る
が
、
既
に
処
理
が
済
ん
で
お
り
、
管
理
能
力
が
問
わ
れ
る
よ
う
な
事
案
で
は
な
い
。
条
例
提
案
の
必
要
は
な
い
と
の
討
論
が
あ
り
ま
し
た
。
審
査
の
結
果
、
賛
成
多
数
で
可
決
し
ま
し
た
。



民生文教委員会

嘉麻斎場

指定管理者制度導入 のための条例整備



岩永委員長 新井副委員長 中嶋委員



中嶋委員 藤委員 宮原委員

嘉麻斎場条例の一部を改正する条例

本案は、平成29年度から嘉麻斎場の管理等について、指定管理者制度を導入するため提案されたものです。

執行部より、「火葬場」と表記しているものを「斎場」に改め、新たに多目的室及び霊安室が設置されるため休日を追加する。

また、受付時間を実情に合わせて変更するほか、使用料の減免対象は市外の居住者を除くよう改正する。

なお、指定管理の期間については5年以内と定めているとの説明がありました。

委員より、葬祭業者が指定管理者になった場合、市内における葬祭業者の民業圧迫となるおそれがあるのではないかと、質問に対し、指定管理者が公平公正な業務執行を行うよう、契約の条項等を整備す

るとの回答がありました。

また、どのような業種の業者が指定管理者となっても管理運営に支障はないのかとの質問に対し、ビル管理会社、火葬炉メーカー、葬祭業者をすでに指定

管理者として委託している市町村に確認し、管理運営に問題がないことを確認しているとの回答がありました。

また、委員から、斎場の運営を行政改革の一環として考えるべきではなく、直営で運営すべきであるとの意見がありました。

審査の結果、賛成多数で可決しました。



建設が進む嘉麻斎場

産業建設委員会

キャンプ村

指定管理者制度導入 のための条例整備



北富委員長 田上副委員長 出水委員



坂口委員 森委員

キャンプ村条例の一部を改正する条例

本案は、平成29年度から市キャンプ村の管理等について、指定管理者制度を導入するため提案されたものです。

執行部より、既に指定管理者制度を導入している施設と同様の内容で条例を整備し、施行日を平成29年4月1日とするものであるとの説明がありました。

委員より、利用料金はどうなるのかとの質問に対し、指定管理者は現行の条例に定めている利用料金の範囲内で、市長の承認を受けて、料金の設定をしなければならぬため、条例で定めている利用料金より高くなることはないとの回答がありました。

また、指定管理者制度導入により、どういうメリットがあるのかという質問に対し、コスト削減効果が見込ま

遊人の杜



れるほか、民間事業者の創意工夫などによる利用者の増加が図られ、また、新たなサービスの提供も可能となるとの回答がありました。

また、観光トレッキングの際に、キャンプ場の駐車場やトイレなどを利用する場合の入村料はどうするのかとの質問に対し、入村料等は必要ないようしたいとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。